ID:　324

担当部署:　都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	許可の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市屋外広告物条例　第21条
例規番号	平成27年条例第54号

【根拠条文】

（許可の取消し）

第21条　市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

(1)　第13条第1項(第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可に付した条件に違反したとき。

(2)　第15条第1項の規定に違反したとき。

(3)　次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。

(4)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年7月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日